

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。
世界の超高齢化社会を迎え
シニア層をターゲットにした商品や
サービスを拡大する「シニアシフト」が
加速しています。

これからの時代、シニアのニーズを
いち早く察知し、ビジネスへと繋げていくことは
もちろんですが、シニア層の労働力をあらためて
見直し、活発に活動できる場を提供する
ことも大切だと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇平成27年1月からの相続税改正
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(33)
「修正申告と更正の違い①」
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶

未 来 に 進 ん で く だ さ い 。

ま す の ぜ ひ 先 取 だ さ い 。

時 代 の 変 化 先 取 だ さ い 。

周 辺 の 現 状 先 取 だ さ い 。

の り で は 変 化 先 取 だ さ い 。

い い 真 実 先 取 だ さ い 。

中 へ は 何 も 隠 し て 。

一 正 法 眼 蔵 宗 道 世 禅 師

か く 何 法 眼 蔵 宗 道 世 禅 師

遍 界 不 會 曹 洞 宗 道 世 禅 師

謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成27年 元旦

平成27年1月からの相続税改正

平成27年1月1日以後の相続開始分から、相続税の計算について4つの改正があります。この改正について、再度確認しましょう。

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈（以下、相続等）により取得する遺産に係る相続税について、次の4つの改正がなされます。

1 《基礎控除額の引下げ》 **負担増**

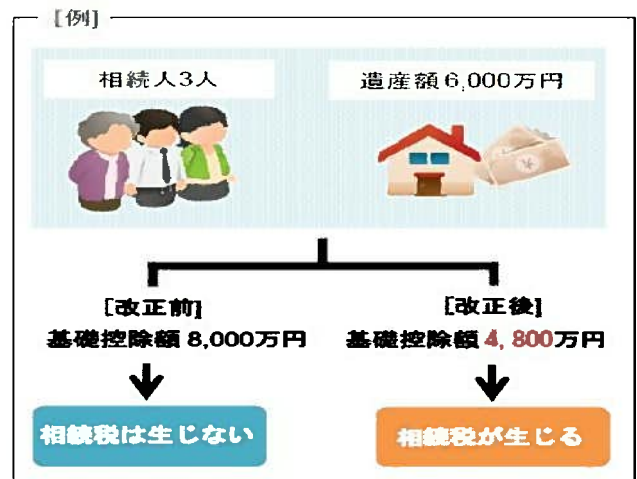
基礎控除額を超える遺産を相続等により取得した場合には、相続税を申告します。この基礎控除額が次のように引下げられます。

〔改正前（～平成26年12月31日）〕
5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）



〔改正後（平成27年1月1日～）〕
3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

たとえば相続人(法定相続人)が配偶者と子2人であった場合、これまで遺産額（相続税の課税価格）が8,000万円を超えなければ相続税は生じなかったのですが、改正後は4,800万円を超えると生じることになります。



(次頁へつづく)

2 《最高税率引上げへ》

負担増

次のように税率が変動し、最高税率が55%へと引上げられます。

各法定相続人の取得金額	税率 (%)	
	改正前	改正後
1,000万円以下	10	
1,000万円超 3,000万円以下	15	
3,000万円超 5,000万円以下	20	
5,000万円超 1億円以下	30	
1億円超 2億円以下	40	
2億円超 3億円以下	40	45
3億円超 6億円以下	50	
6億円超	50	55

3 《未成年者や障害者の控除額引上げ》

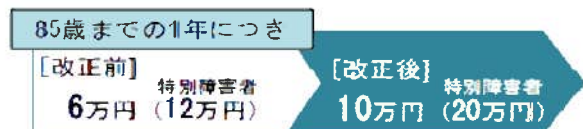
負担減

未成年者控除額や障害者控除額について、それぞれ次のように引上げられます。

(1) 未成年者控除額



(2) 障害者控除額



4 《小規模宅地等の特例対象面積の引上げ》

負担減

被相続人又は被相続人と生計が一緒であった親族が住んでいた土地等について、評価額を8割減額できる面積が240㎡から330㎡に拡大されるなど、一定の改正がなされます。

いくら遺産でいくら相続税？

遺産額がどれだけで相続人が何人いる場合に、どのくらいの相続税がかかるのか、早見表をご用意いたしました。

相続人の中に配偶者がいる場合には、『配偶者の税額軽減』という優遇された税額控除制度を適用できます。適用できる場合は、配偶者の取得した財産が、法定相続分相当額か1億6,000万円以下であれば、配偶者に対する相続税は0になります。

そのため、配偶者の税額軽減制度を最大限活用した場合には、相続税額が大きく減ります。ただし、その分配偶者に遺産が移動することになるため、場合によっては次の相続の際に多額の相続税が発生することもあります。

■相続税額の早見表（平成27年1月1日相続～）

（単位：万円）

遺産額	相続税	配偶者あり			配偶者なし		
		子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
4,000万円	総額	0	0	0	40	0	0
5,000万円	総額	80	20	0	160	80	20
7,000万円	総額	320	225	160	480	320	220
9,000万円	総額	620	480	400	920	620	480
1億円	総額	770	630	525	1,220	770	630
2億円	総額	3,340	2,700	2,435	4,860	3,340	2,460
3億円	総額	6,920	5,720	5,080	9,180	6,920	5,460
5億円	総額	15,210	13,110	11,925	19,000	15,210	12,980
7億円	総額	24,500	21,740	19,770	29,320	24,500	21,240
9億円	総額	34,500	30,870	28,770	40,320	34,500	30,240
10億円	総額	39,500	35,620	33,270	45,820	39,500	35,000

（次頁へつづく）

(1) 相続税対策ビジネスの拡大

現在、課税所得が4,000万円を超える人は、所得の半分以上が税金（所得税等）として徴収されます。残りの半分弱で生活し、使い切れればいいのですが、そのまま残っていた場合には、相続税が課されるため、最高税率の場合、さらに残りの半分以上が税金（相続税）として徴収されます。

稼いでも、相続税等の支払で、約20%しか手元に残らないため、相続税節税対策が過去から考えられてきました。

(2) 相続税節税ビジネスに引っかけられないために！

～大切なものは自分で守る

10月10日NHKニュース「相続税節税ビジネス過熱」の中で「相続税500万円と聞き借金5,000万円で賃貸併用住宅を建築。」と紹介されていました。

VTRの中で、家主は相続税額がゼロになり、大変満足そうでしたが、

- ・相続税500万円を節税するためだけに、5,000万円もの借金をするのか
 - ・賃貸物件の家賃の下落や空室のリスクは考えているのか
 - ・借金を抱え、賃貸物件を売るに売れない状況になったとき、遺産分割は可能なのか
- 等々、様々な疑問が残ります。

相続税を減額することが「目的」であり、その「手段」として節税策があります。まず、目的を達成するためには、どのような手段があるのかを考えてください。つぎに「手段」である投資建設が、目的とならないように注意してください。

(3) 今年からの相続税改正の影響

今回の改正で、基礎控除額が4割減少しました。そのため、相続人が子供2人のケースでは、基礎控除額は、7,000万円から4,200万円まで下がります。

広島の実地を相続した場合、路線価が坪80万円であれば、50坪の土地の相続税評価額は4,000万円となり、その他の財産を加えるとすぐに基礎控除額を超えてしまいます。

親子で同居されている場合には、特例として、小規模宅地評価の軽減措置が有ります。この特例により、土地の評価額は8割引き=800万円となるため、その他の相続財産（家屋や預貯金など）の総額が3,400万円迄であれば相続税は課税されません。

小規模宅地評価の軽減を受けることが出来ない場合、都市部の自宅と預金1,000万円程度しか相続財産がない場合でも、相続税節税対策が必要となってきます。

《 相続税簡易シミュレーション 一度、試算してみませんか 》

正式に相続税の評価をしようと思うと相当の時間と費用がかかりますが、簡易シミュレーションで所有財産についての概算評価と相続税の試算をすることができます。ぜひ一度、試算されては如何でしょうか。なお、シミュレーションの際に必要な資料は下記の通りです。

- ① 固定資産税の評価明細
- ② 有価証券の時価総額
- ③ 預貯金の金額（おおよその総額）
- ④ 債務の金額
- ⑤ 家族の状況（相続人の分かるもの）

当事務所では、相続税簡易シミュレーションを無料で承っております。

※具体的なシミュレーションや相続対策のご提案も有料にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ33. 「修正申告と更正の違い①」

税務調査で税金の計算に誤りが発見された場合、法的には「修正申告」と「更正」という2つの終わり方が存在します。

【修正申告】

税務調査の中で、調査官の指摘に納得し、自ら誤りを認めて提出するもの

【更正】

税務調査の中で、調査官に否認指摘されたが、納得できないので修正申告を提出しなかったところ、税務署側から処分されるもの

ここで大事な点は、修正申告は「自ら提出するもの」であり、一方、更正は「税務署からの処分」ということです。「処分」と聞くと、何か悪いことをやったかのように感じますが、あくまで、見解の相違があり、それが最後まで埋まらなかったというだけで、調査以後、税務署から不利益な取り扱いを受けるわけではありません。また、修正申告と更正で、支払うべき追徴税額や加算税、延滞税の金額にも変わりはありません。

税務調査を受ける側からすると、修正申告と更正では、どちらが不利ということはないのです。ただ、**1点だけ違いがあります。**それは、不服申立てをできるかどうかです。不服申立てとは、税務署からの処分に納得できない場合、裁判の前段階で税務署もしくは国税不服審判所に訴えを起こすことをいいます。修正申告は、自ら納得して提出するものであるため、救済措置である不服申立てはできませんが、更正の場合は、税務署からの処分であるため、処分内容に納得できない場合、不服申立てすることができるのです。

今回は、更正の方が有利に思えるのに、なぜ殆どの税務調査が修正申告で終わるのかを、解説していきます。

参考文献： ■バードレポート第1000号

関与先各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めて通知しますので、ご協力を宜しくお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。 ※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。

謹賀新年

本年も宜しくお願い申し上げます。弊社スタッフを代表致しまして、
副所長 中山昌実 ならびに 取締役 中野一弘 よりご挨拶申し上げます。



あけましておめでとうございます。
昨年末には急な総選挙があり、税制改正大綱の発表も例年より遅れて発表されました。早急に内容の確認と分析を行い、皆様に情報提供出来ればと思います。
本年もよろしくお願いたします。

副所長 中山 昌実

旧年中のご厚情に深く感謝を申し上げます。
本年も、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。今年は、消費税増税が延期されましたが、依然、企業・個人には厳しい環境が予想されます。災害も無く、平穏な一年であることを祈念いたします。

取締役 中野 一弘

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

